

特許庁委託事業

ベトナムにおける  
知的財産の権利執行状況に関する調査

2017年9月

日本貿易振興機構（JETRO）  
バンコク事務所 知的財産部

## 目次

第1章	判例紹介	3
第2章	弁護士費用概算	13
第3章	統計情報	21
第4章	期待される救済水準	26

## 第1章 判例紹介

### 1. 背景

1995年以降、ベトナムにおいては知的財産を巡る状況の大幅な改善が図られている。知的財産法はTRIPs協定の要件への準拠を目的として改正され、公衆による知的財産への意識も向上しつつある。とりわけ2005年以降は、政府主導による戦略的行動計画（知的財産法及びその執行についての改善、企業及び地域社会における知的財産への意識向上、人材育成等を目的とする計画）の実施が図られ、相応の成果を上げている。一方で、知的財産関連の紛争を専門に取扱う裁判所の設置については、その必要性が謳われつつも、現在のところ明確な方向性は示されていない。

現行実務上、知的財産侵害事案が民事あるいは刑事事件として取り扱われることは非常に少なく、多くは行政手続により対応されている。また、種別については著作権関連の紛争が主であり、工業所有権関連の紛争は少ない。

行政手続が重用されている主な理由として、手続がより簡素であり、民事あるいは刑事手続に比して、所要費用及び所要期間が少ないことから、時を得た形で侵害行為の阻止を図ることが可能である点が挙げられる。個人あるいは組織による常習的侵害行為の場合、行政手続による対抗を経て民事・刑事訴追に移行し、損害賠償請求を行うといった手段も講じ得る。

ただし一方で、民事あるいは刑事手続においては多大かつ複雑な裁判手続が必要とされ、知的財産権利者は通常、損害の事実証明に苦慮し、侵害行為を迅速に阻止できないといった事態に直面する。とりわけ刑事事件においては、侵害行為の巧妙化に伴い、侵害の故意性等を証明することが難しくなっている。

尚、現在のところ、ベトナムには知的財産関連の事案を専門に取り扱う裁判所は設置されておらず、この事実も、知的財産権利者が民事・刑事手続の選択に積極的でないことの一因である。

### 2. 判例紹介

以下、近年の係争事例より、4つの判例を紹介する。尚、情報提供元の意向に基づき、本章においては原告及び被告の実名については非開示とさせて頂く。また、言及する各種金額のレート換算については、以下を目安としている。

1ベトナムドン=0.005円

1米ドル=111.88円

1) ドメインネーム関連紛争

項目	内容
事件番号	02/2012
事件種別	民事
知的財産種別	ドメイン、商標権
裁判所	ハノイ人民裁判所
提訴日	2011年11月3日
判決日	2012年9月26日
原告	ベトナム企業
被告	ベトナム個人
背景及び経過	<p>背景：</p> <p>原告はベトナムにおけるネットワークセキュリティ及びソフトウェア分野の大手企業であり、指定区分を第 9,42 類、指定商品役務を「コンピュータソフトウェア、コンピュータ及びコンピュータネットワークセキュリティ装置」とするハウスマークを 2009 年 1 月 21 日に商標登録済み。原告による製品やサービス、及び保有商標はベトナムにおいて広く認知されており、多くのユーザーによる信頼を獲得している。但しドメインネームについては、被告による先行登録が存在するため、登録できなかった。</p> <p>経過：</p> <p>2011 年 11 月 3 日、原告はハノイ人民裁判所において被告を提訴し、争点ドメインネーム、及び原告の正当な権益を阻害する一切の行為を直ちに停止することを求めた。また、ベトナム インターネット ネットワークインフォメーションセンター (VNNIC) に対して、争点ドメインネームを無効化すると同時に、原告による同一のドメインネーム登録を認めるよう要請した。</p> <p>原告による訴状に記載された被告の住所について、裁判所は所轄警察に対して所在の確認を要請したが、被告の所在は確認されなかった。2012 年 9 月 24 日、原告は裁判所の要請に応じて追加資料を提出したが、やはり被告の住所は特定されなかった。</p> <p>裁判の過程において、裁判所が VNNIC に対して争点ドメインネームの存続状況を確認したところ、被告は 2012 年 3 月 27 日の時点で使用意図なしとして登録を削除しており、その後、別の個人が同一内容の登録を行っている事実が判明した。</p>

判決内容	<p>○被告の所在地が特定されないため、本件審理を中止</p> <p>○原告による訴状及び付帯資料の返還</p> <p>○原告による裁判費用 VND2,000,000 (約 10,000 円) 前払金の返還</p> <p>* 民事訴訟法第 192 条 (民事手続の終了) 及び第 168.1.d 条 (請求内容不十分による審理中止の場合の申し立て内容の返還) に基づく判決</p>
裁判費用	—
事件のポイント	<p>住所等詳細事項の特定は、被告が個人であるドメインネーム登録を争点とする場合は特に難しい。</p> <p>裁判所は民事訴訟法規定に基づき、被告の居所特定を第一に求める。従って手続が開始されると、多くの裁判所は先ず、原告に対して被告の居所を確認するよう要請する。しかし、以下の理由により、居所確認は容易ではない。</p> <p>—ベトナムにおけるドメインネーム登録手続上、住所の届出については要件とされず、VNNIC は登録申請者の住所を確認することや、登録申請者に対して住所を含む正確な情報の提供を要請する権限や手段を有していない。</p> <p>—仮に、登録申請者が国民 ID カード上の住所を届け出たとしても、改善の途上にある政府の情報管理データベースがこれを適正に網羅していない場合や、特に申請者が地方に居住する場合、裁判所による正確な居所の特定が困難となる。</p> <p>本件は、被告の居所が確認されず、審理が中止された典型的な事例。</p>

## 2) 商標権、実用新案権及び意匠権侵害関連紛争

項目	内容
事件番号	29/2014
事件種別	民事
知的財産種別	商標権、実用新案権、意匠権
裁判所	ハノイ人民裁判所
提訴日	2014年6月15日
判決日	2015年1月29日
原告	ベトナム企業
被告	ベトナム企業
背景及び経過	背景

	<p>原告は以下知的財産権を取得済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実用新案権（考案の名称：Rails for guiding case of roller-shutters, lift doors and sliding doors、登録日：2008年6月24日）</li> <li>○実用新案権（考案の名称：Slats of roller-shutters、登録日：2012年3月15日）</li> <li>○意匠権（名称：Aluminum bar、登録日：2010年4月4日）</li> <li>○商標権（ハウスマーク、指定区分：第6,19類、指定商品：金属製ドア、プラスチック製ドア、登録日：2011年10月19日）</li> <li>○商標権</li> </ul> <p>（ペットネーム、指定区分：第6類、指定商品：金属製ドア、登録日：2010年8月24日）</p> <p>経過</p> <p>ハノイ市場管理局が原告の依頼を受け、市場調査を実施した結果、原告の保有するペットネーム商標について、被告による侵害の事実ありと認定。その後、被告による侵害行為の継続を原告が確認。</p> <p>2013年11月23日、侵害行為への対抗業務を法律事務所に委任することを決定し、所要費用を VND200,000,000（約1,000,000円）と設定した契約を該事務所と締結。</p> <p>より確定的な証拠を入手するため、原告はベトナム知的財産研究所（VIPRI、科学技術省（MOST）直轄の調査機関）に対して査定を依頼（査定料は VND12,011,200、約60,056円）。査定の結果、VIPRIは被告の製品であるローラーシャッターについて、原告の保有する商標、実用新案及び意匠を侵害する要素を含むものと認定した。</p> <p>査定結果を受け、原告は MOST 調査官に対して、本件侵害事案を取り扱うよう要請した。調査官は検討を経て侵害の事実を認定した上で、被告に対して VND158,000,000（約790,000円）の罰金及び侵害品の破棄を命ずる旨の行政処分適用を決定した。</p> <p>これらを経てなお、被告による侵害行為が継続されたため、原告は民事手続による対抗措置を講ずることとした。</p> <p>2014年6月15日、原告はハノイ人民裁判所において被告を提訴し、以下の救済を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被告による侵害行為の停止</li> <li>○原告が侵害行為への対抗にあたり費やした費用（VIPRIによる査定費用、及び法律事務所費用を含む）の、被告による負担</li> </ul>
--	---

	<p>○被告による謝罪（書面により、関連当局、店舗、及び原告の商取引先に送付）</p> <p>2014年7月28日付の答弁書において、被告は侵害行為が自らの無知に起因するものとした上で、当局より警告を受けた時点で侵害行為は既に停止済みであると主張し、裁判所に本件審理の中止を求めた。</p> <p>裁判所の見解は以下の通り。</p> <p>○被告による侵害行為は一時的なものではなく、当局より行政処分を複数回にわたり通告された。</p> <p>○にも関わらず、被告は侵害行為を停止しなかった。</p> <p>○原告による請求費用の金額は、被告による負担額として現実的かつ妥当なものと思料される。</p>
判決内容	<p>○原告による救済請求の全てを認める。</p> <p>*知的財産法第9条（知的財産保護に関わる組織及び個人の権限及び責任）、第202条（民事救済）、及び第204条（知的財産侵害行為に起因する損害を算定するための原理）に基づく判決</p>
裁判費用	<p>○被告による裁判費用 VND10,600,560（約53,002円）の全額負担</p> <p>○原告による裁判費用 VND6,550,000（約32,750円）前払金の返還</p>
事件のポイント	<p>知的財産権侵害行為に対して行政処分として課される罰金額（2013年8月29日付政令第99/2013/ND-CP号に基づき決定される）は、概して不当利得を大きく下回る場合が多い。従って被告は、行政処分の通告を受けながらも、意図的に侵害行為を継続した。</p> <p>多くのケースにおいては、自らの行為が知的財産権侵害に該当するであろうことを知覚しながらも、被告は無知を装い刑罰の軽減を求めた。本件において、被告による侵害行為には常習性があり、裁判所が原告の請求を全て認める上で十分に明確な状況があった。</p> <p>現行法規の下で損害賠償請求を行うためには、原告は行政手続を経て、裁判所において民事訴訟を提起する必要がある。本件において、原告は民事手続を通じて、被告による侵害行為への対抗にあたり費やした費用の、被告自身による負担を請求し、これを獲得するに至った。</p>

### 3) 著作権侵害関連紛争

項目	内容
事件番号	999/2011
事件種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	ホーチミン人民裁判所
提訴日	2011年9月23日
判決日	2015年7月7日
原告	ベトナム個人
被告	ベトナム個人1、ベトナム企業2
背景及び経過	<p>背景</p> <p>原告は英文エッセイ集の著者であり、著作権者。1996年8月、原告は被告である書店、出版社、及び印刷会社による協力の下、エッセイ集1000部（販売単価はVND27,000、およそ135円）を出版し、1997年4月に完売した。</p> <p>2010年10月10日、原告は市場にて、2009年に被告が再版した同書が「20000部超完売済み」との宣伝の下、1冊VND40,000（約200円）で販売されているのを発見した。この再販は原告による許諾なく行われたものであり、原告へのロイヤルティの支払いもなかった。</p> <p>経過</p> <p>原告は、著作権侵害による被告の不当利得をVND800,000,000（約4,000,000円）と算出し、2011年9月23日、ホーチミン人民裁判所において被告3者を提訴し、以下救済を請求した。</p> <p>○物質的・精神的被害を含む損害への賠償として、被告1（書店オーナー）にVND418,500,000（約2,092,500円）、被告2（出版社）にVND40,400,000（約202,000円）、被告3（印刷会社）にVND327,000,000（約1,635,000円）をそれぞれ請求</p> <p>これに対する被告3者の主張は以下の通り。</p> <p>被告1：1996年の初版分1000部について、被告は原告との契約に基づくロイヤルティ（売上の10%）を既に満額支払っており、本件訴訟については調停による和解・終結を希望する。</p> <p>被告2：被告1との間で締結した2009年11月2日付契約書に基づき、出版用の全ての原稿は、著者である原告による書面での合意の下で被告1に提供され、被告1は著作権料を含むロイヤルティを原告に対して直接支払っている。従って、著作権関連の紛争については被告</p>



	<p>1のみを対応の主体とすべきである。</p> <p>被告3：印刷を請け負ったのは初版分1000部のみであり、自身による著作権侵害の事実はない。また、初版分1000部を超えて争点のエッセイ集が出版された事実はなく、「20000部超完売済み」との文言は販促用の宣伝文句に過ぎない点を認識すべきである。</p> <p>裁判所は本件を審理の上、以下の見解を示した。</p> <p>原告が訴訟を提起する権利：著作権は創作物が創作された時点で創作者に帰属するものとして発生し、登録が要件とされるものではない。創作者による合意を伴わない創作物の複製は、著作権侵害に該当する。争点であるエッセイ集は1996年より出版されており、著者及び著作権者である原告は、自身の著作権保護を目的として訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>被告1（書店オーナー）に問われる責務：2009年の再販行為が原告の合意によるものであったこと、及び、原告に対する適正なロイヤルティの支払いが行われたことが証拠を以って証明できない限り、被告1による行為は著作権侵害に該当する。</p> <p>被告2（出版社）に問われる責務：被告1との間の契約によれば、被告2は創作物の管理やロイヤルティの支払いに直接的に介在する立場にはない。但し、2009年の再販時、原告による合意書面や適正なロイヤルティの支払いの有無を確認しなかった責は問われるべき。</p> <p>被告3（印刷会社）に問われる責務：被告3は争点であるエッセイ集に係る出版契約の契約主体ではなく、現行法規によれば、著作権侵害の責を問われる立場にはない。</p>
判決内容	<p>○被告1及び被告2による著作権侵害行為の停止</p> <p>○被告1による以下賠償額の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—ロイヤルティとして、VND418,500,000（約2,092,500円）</li> <li>—物質的損害への補償として、VND15,000,000（約75,000円）</li> <li>—精神的損害への補償として、VND30,000,000（約150,000円）</li> </ul> <p>○被告1による、謝罪訂正文の現地新聞3紙第一面への掲載</p> <p>○被告2による以下賠償額の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—物質的損害への補償として、VND5,000,000（約25,000円）</li> <li>—精神的損害への補償として、VND20,000,000（約100,000円）</li> </ul> <p>*以上、知的財産法第205条（知的財産侵害行為に起因する損害額の算定基準）、第202条（民事救済）、及び2002年6月11日付政令第</p>

	61/2002/ND-CP 号第 9,11 条（ロイヤルティ料率の算定様式）に基づく判決
裁判費用	○被告 3 者による裁判費用 VND21,600,000（約 108,000 円）の負担 ○被告 1 による追加裁判費用 VND4,390,000（約 21,950 円）の負担 ○被告 2 による追加裁判費用 VND2,000,000（約 10,000 円）の負担
事件のポイント	ベトナムにおける法規上、著作権者は創作物の使用、あるいは第三者に対して使用、公表、複製、頒布あるいは派生物の創作を許諾する独占的権利を有する。第三者が著作権者による許諾及びロイヤルティの支払いなく、商業目的で創作物を使用した場合、著作権侵害とみなされ、罰則の適用対象となる。従って、創作物の使用に関わる契約に署名する際には、使用が著作権者の合意によるものであるか、著作権関連の紛争時には誰が対応の責任を負うかといった点を注意して確認する必要がある。  本件において、被告 2 は被告 1 との契約締結時、著作権者による合意書の所在を確認しなかったため、著作権侵害の連帯責任を問われる結果となった。

#### 4) 著作権侵害関連紛争

項目	内容
事件番号	106/2015
事件種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	ホーチミン人民裁判所
提訴日	2015 年 9 月 12 日
判決日	2016 年 9 月 13 日
原告	ベトナム個人
被告	ベトナム企業
背景及び経過	背景 原告は「フォークペインティング表現様式（伝統的アートワーク）」の創作者であり、このアートワークは 2013 年 1 月 7 日、著作権局により登録が認可されているもの。  2015 年、原告は自身のアートワークと同様の様式による製品（3 人の子供とライオンが踊っている図案が描かれた、赤い封書式の製品）が被告による製品として販売されていることに気付いた。

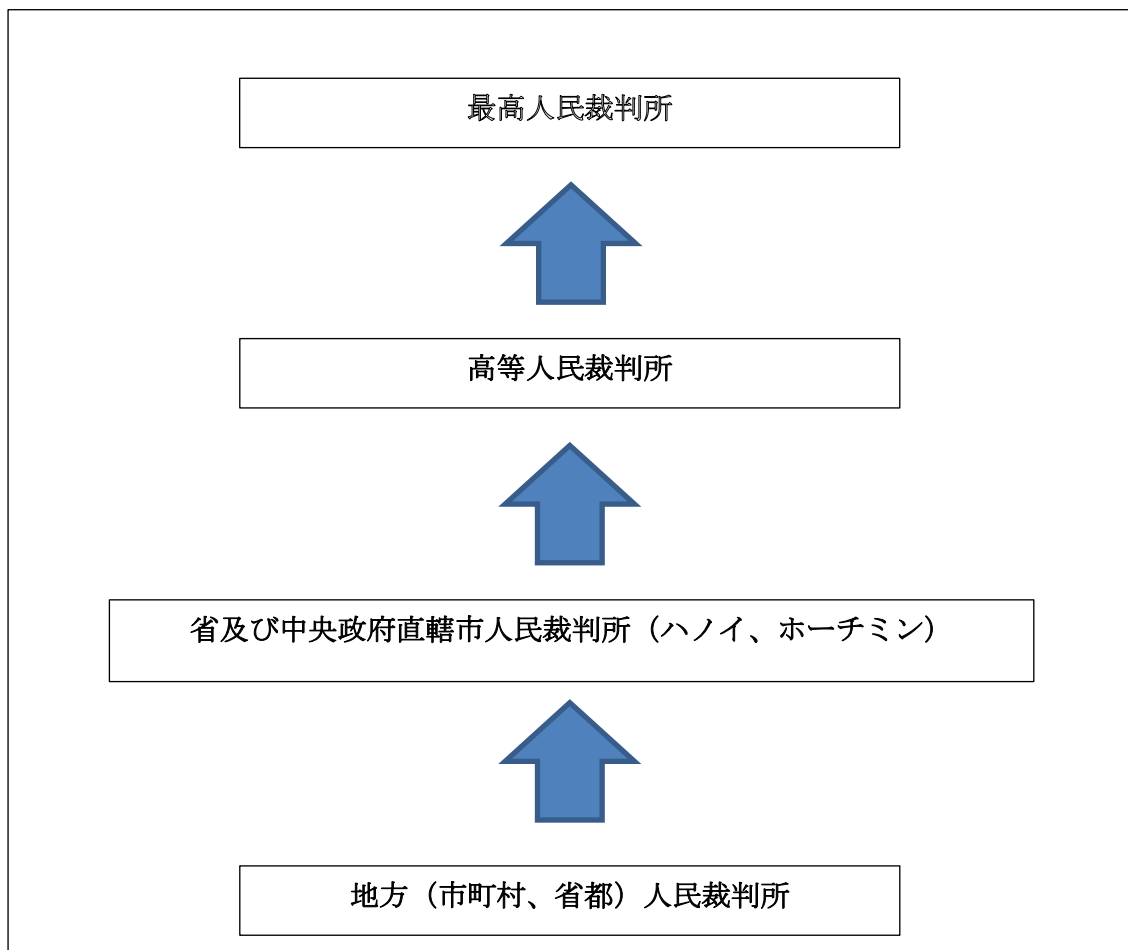
	<p>これに先立って、原告は別の企業との間で、争点であるアートワークの使用に関わる契約（ドラフト）の準備を進めていたが、双方合意に至らず、契約は締結されなかった。</p> <p>経過：2015年9月12日、原告はホーチミン人民裁判所において被告を提訴し、損害賠償として VND10,000,000（約 50,000 円）の支払いを請求した。尚、原告は損害賠償額の算定根拠となる資料として、上述の契約書（ドラフト）を併せて裁判所に提出した。</p> <p>被告による答弁内容は以下の通り。  —2015年4月3日、市場において販売されている自社製品が原告の著作権を侵害し得るものと気づき、原告に対して謝罪を申し入れたが、受け入れられなかった。侵害行為は故意によるものではなく、原告による創作物を総体として使用したものではないため、原告に対して直接的な損害を与えたものではないと認識している。  —損害賠償額の算定根拠として提出された契約書について、これはドラフトであり締結に至っているものではなく、本件への関連性を有するものではない。</p> <p>審理を通じて、裁判所は以下の見解を示した。</p> <p>原告が損害賠償額の算定根拠として提出した契約書については、知的財産法第 204.1 条（資産、収益及び商取引機会等の喪失・損失を含む物質的損害）に基づき、被告により使用された図案が争点であるアートワークの一部に過ぎない点、及び、被告による部分的な図案の使用が、原告による他社との契約締結を妨げる理由となった行為ではないことから、証拠資料として不適格である。また、被告による部分的な侵害行為に常習性はなく、原告は被告による不当利得の規模を証明することができないため、侵害行為による損害の実額については、これを算出することができない。</p>
判決内容	<p>○被告による損害賠償金 VND7,000,000（約 35,000 円）の支払い</p> <p>*以上、知的財産法第 204 条（知的財産侵害行為に起因する損害を算定するための原理）、第 205. 1. c 条（物質的・精神的損害の規模を特定し得ない場合、損害賠償額は VND500,000,000 を上限として、裁判所の裁量により決定される）に基づく判決</p>
裁判費用	<p>○原告による部分的裁判費用 VND2,000,000（約 10,000 円）の負担  ○被告による補填的裁判費用 VND2,000,000（約 10,000 円）の負担</p>

事件のポイント	<p>知的財産法第 204, 205 条において、知的財産権の侵害による損害の算出に関わる原理及び基準が規定されているが、多くのケースにおいて、原告は実際の損害額を特定できないか、不十分な形で算出に留まるのが実情である。</p> <p>本件において、原告は著作権侵害による正確な損害額を示す証拠を用意できなかったため、裁判所は救済請求の一部のみを認めるに留まった。</p>
---------	--

## 第2章 弁護士費用概算

### 1. ベトナムにおける裁判所システムの概要紹介

かつては地方人民裁判所⇒省及び中央政府直轄市人民裁判所⇒最高人民裁判所の三審制が採用されていたが、2014年11月24日に国会により採択され、2015年6月1日より発効している人民裁判所組織編成に関わる新法の下、現行の手続システムは以下の通りとされている。



ただし現在のところ、知的財産関連の事件を専門に扱う裁判所は設置されておらず、全ての事件は人民裁判所にて取り扱われる。

第一審における訴状受理から結審までの所要期間は5～7ヶ月、所要費用は裁判所費用及び弁護士費用を含み、少なくとも1～数万ドル以上となる。

## 2. 弁護士費用の概算

以下、近年の係争事例よりランダムに選定した10件について、弁護士費用概算（何れも原告側による負担費用の概算）を含む概要を紹介する。

### ○事例1

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：18/2016/KDTM-ST            判決日：2016年5月12日            裁判所：ホーチミン人民裁判所            原告：Cong ty co phan H            被告：Cong ty TNHH M</p> <p>概要：現地旅行代理店間の商標権侵害訴訟。原告は被告に対し、（1）争点商標の使用停止、（2）公衆への謝罪及び訂正、（3）広告宣伝物を含み、関連する業務関連物品一切の破棄を請求。裁判所は侵害の事実を認め、判決において（1）被告による裁判費用 VND200,000（約1,000円）の負担、（2）原告による裁判費用前払い金 VND2,000,000（約10,000円）の返還、（3）原告が争点商標の類否鑑定をベトナム知的財産研究所（VIPRI）に依頼するために費やしたであろう費用 VND5,000,000（約25,000円）の、被告による負担を命令した。</p>
弁護士費用概算	US\$20,000-30,000（約2,237,600-3,356,400円）

### ○事例2

項目	内容
手続種別	行政
知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：03.2013/HCST            判決日：2013年3月29日            裁判所：—            原告：Marvel Characters, Inc.</p>

	<p>被告：国家知的財産庁（NOIP）</p> <p>概要：原告は第 9, 16, 15, 28 類を指定区分とする” X-Men” 商標の権利者であり、第 3 類を指定区分とする他社（ベトナム企業）商標が同一・類似要素を含むものとして、NOIP に取消しを請求。NOIP がこれを棄却したため、原告は行政訴訟を提起。裁判所は NOIP による審決を指示し、原告による申立ては棄却された。</p>
弁護士費用概算	US\$40,000-50,000（約 4,475,200-5,594,000 円）

○事例 3

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	商標権、ドメインネーム
概要	<p>事件番号：69/2010/KDTM-ST  判決日：2010年6月2日  裁判所：ハノイ人民裁判所  原告：Samsung Electronics Co., Ltd.  被告：Duong Hong Minh</p> <p>概要：原告は携帯電話を指定商品とする自社商標” Samsung” の不正使用を事由として被告を提訴。被告は” Samsung” のドメインネーム登録を通じて不当利得の獲得を画策し、原告からの不正使用停止、及びドメインネームの放棄・返還要求に応じなかったもの。裁判所は原告による申立てを認め、判決において（1）被告による裁判費用 VND200,000（約 1,000 円）の負担、（2）原告による裁判費用前払い金 VND2,000,000（約 10,000 円）の返還、（3）原告が争点ドメインネーム及び商標の類否鑑定をベトナム知的財産研究所（VIPRI）に依頼するために費やしたであろう費用 VND5,000,000（約 25,000 円）の、被告による負担を命令した。</p>
弁護士費用概算	US\$50,000-60,000（約 5,594,000-6,712,800 円）

○事例 4

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	商標権、ドメインネーム
概要	<p>事件番号：05/2014/KDTM-ST</p>

	<p>判決日：2014年2月22日          裁判所：ダナン人民裁判所          原告：LAFARGE Co.          被告：Pham Thi Ngoc Han</p> <p>概要：原告は”LAFARGE”商標の権利者であり、被告によるドメインネーム登録”Lafarge.com.vn”を不当として訴訟を提起。裁判所は原告による申立てを認め、判決において（1）被告による裁判費用 VND200,000（約1,000円）の支払い、（2）原告による裁判費用前払い金 VND2,000,000（約10,000円）の返還、（3）原告が争点ドメインネーム及び商標の類否鑑定をベトナム知的財産研究所（VIPRI）に依頼するために費やしたであろう費用 VND6,000,000（約30,000円）の、被告による負担を命令した。</p>
弁護士費用概算	US\$70,000-100,000（約7,831,600-11,188,000円）

○事例5

項目	内容
手続種別	刑事
知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：262/2016/HSST          判決日：2016年7月22日          裁判所：ハノイ人民裁判所          原告：検察院（Franklin International, Inc.）          被告：Nguyen Thi Bich Hao</p> <p>概要：原告は建築用接着剤を指定商品とする登録商標”TITEBOND”の権利者であり、被告は建材販売会社の副社長。被告は2015年より、原告製品の模倣品である接着剤を中国より仕入れ、販売していた。2016年1月、原告の依頼に基づきハノイ経済警察が摘発を履行、模倣品2780点を押収し、運搬に従事する同社社員を逮捕した。</p> <p>裁判所は刑法第156.2.e条に基づき被告による行為の違法性を認めながらも、被告に前科がなく、反省の色が見られることを考慮した上で、判決において（1）被告に対する3年間の禁固刑（但し保護観察付き執行猶予あり）、（2）押収された模倣品2780点、及び関連する営業用物品の破棄を命令した。</p>
弁護士費用概算	US\$30,000（約3,356,400円）



○事例6

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	実用新案権
概要	<p>事件番号：06/2015/KDTM-GDT            判決日：2015年4月17日            裁判所：最高人民裁判所            原告：Hoang Thinh            被告：Nguyen Dinh My/Thai Thi Thu Suong</p> <p>概要：原告は考案の名称を” Brick making machine” とする実用新案の権利者。ダックラック省クロンアナ郡にある小規模工作機械製造会社のオーナーであり、10年にわたる研究を経てレンガ製造機を開発し、実用新案を取得したもの。2003年から2007年の間、ダクラク省等の地方各省において、自身の保有する実用新案権を侵害する工作機械を発見し、警告書の送達を重ねたものの侵害行為は停止されず、2008年にダクラク省人民裁判所において侵害訴訟を提起するに至った。</p> <p>同裁判所は2010年6月17日、原告側申立てを認め、被告に対して損害賠償金 VND351,000,000（約1,755,000円）及び裁判費用 VND61,000,000（約305,000円）の支払いを命じる旨の判決を下したが、被告による控訴を経て、最高裁判所は2015年4月17日、下級審判決を無効とする旨を判示した上で、被告に対して裁判費用 VND200,000（約1,000円）の支払いを命ずるに留まった。</p>
弁護士費用概算	US\$10,000-15,000（約1,118,800-1,678,200円）

○事例7

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	特許権、意匠権
概要	<p>事件番号：03/6/2010/KDTM-PT            判決日：2010年6月3日            裁判所：最高人民裁判所            原告：Cong ty TNHH Thanh Dong            被告：Ngoc Thanh production base</p> <p>概要：原告は発明の名称を” Automatic sunshade” とする特許、及び</p>

	同名称による意匠の権利者であり、被告による侵害行為に対して民事訴訟を提起し、侵害行為の停止、損害賠償の支払い、及び公衆への謝罪及び訂正を請求した。審理の結果、第一審裁判所であるティンホア省人民裁判所は被告による侵害行為の所在を認め、原告の請求に従い、被告に対して（１）物質的損害に対する賠償として VND200,000,000（約 1,000,000 円）、（２）精神的損害に対する賠償として VND40,000,000（約 200,000 円）、（３）弁護士費用として VND66,000,000（約 330,000 円）の支払いを命じた。被告による控訴を経て、最高人民裁判所は 2010 年 6 月 3 日、下級審による判決内容を支持する旨の判決を下した。
弁護士費用概算	US\$10,000-15,000（約 1,118,800-1,678,200 円）

○事例 8

項目	内容
手続種別	民事
知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：01/2015/KDTM-ST  判決日：2015 年 9 月 16 日  裁判所：タイニン省人民裁判所  原告：Cong ty co phan tap doan H  被告：Ho Tat M</p> <p>概要：原告はハウスマーク及び関連商標の権利者。被告はオーナーである工場施設の看板や見積書のヘッダー等において、原告保有商標と酷似した商標を使用しており、原告はこれらの使用停止を求めて民事訴訟を提起した。審理の結果、裁判所は原告側の主張を認め、被告に対して争点商標の使用停止、そして（１）裁判費用 VND2,000,000（約 10,000 円）及び（２）原告が争点商標の類否鑑定をベトナム知的財産研究所（VIPRI）に依頼するために費やしたであろう費用 VND10,000,000（約 50,000 円）の負担を命令した。</p>
弁護士費用概算	US\$2,000-3,000（約 223,760-335,640 円） *本件において、原告は係争代理業務を外部委任せず、自社内弁護士を登用した。

○事例 9

項目	内容
手続種別	刑事

知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：24/2016/HSST  判決日：2016年1月19日  裁判所：ホーチミン人民裁判所  原告：検察院（著名アパレルブランド等オーナー）  被告：Dinh Thi Kim Chi/Tran Quy Dong</p> <p>概要：被告2名は複数の店舗を経営し、CROCODILE, GIORGIO ARMANI, BOSS, BURBERRY, MONTBLANC, SEIKO等、各種ブランド品の模倣品製造及び販売を行っていた。裁判所は刑法第171.2.b条（工業所有権侵害罪の認定、累犯）に基づき商標権侵害の事実を認め、被告に対して全ての模倣品在庫及び製造装置の破棄、そして（1）裁判費用総額 VND400,000（約2,000円）、及び（2）罰金総額 VND600,000,000（約3,000,000円）の支払いを命じた。</p>
弁護士費用概算	<p>US\$15,000（約1,678,200円）  *ブランドオーナー1社あたりの負担費用。</p>

○事例10

項目	内容
手続種別	刑事
知的財産種別	商標権
概要	<p>事件番号：40/2017/HSPT  判決日：2017年6月23日  裁判所：ヴィンロン省人民裁判所（控訴審）  原告：検察院（Ajinomoto他）  被告：Nguyen Ngoc Anh</p> <p>概要：被告は度重なる行政処分通告を無視して模倣品販売を行っていたが、2016年6月17日に摘発を受けて逮捕されたもの。下級審判決において、被告は（1）6ヶ月の禁固刑、及び（2）VND8,000,000（約40,000円）の罰金刑を申し渡されたが、禁固刑について執行猶予の適用を求めて控訴（控訴に係る裁判費用は VND200,000、約1,000円）。控訴審において、裁判所は刑法第156.1条（模倣品製造・販売行為に係る罰金刑及び禁固刑の算定）に鑑みて下級審判決の妥当性を認め、被告による控訴請求を棄却した。</p>
弁護士費用概算	不明

以上、限定された判例における弁護士費用概算を俯瞰する限り、刑事訴訟においては概ね 1,500,000～3,000,000 円程度である一方、民事訴訟においては 1,000,000～5,000,000 円超と幅が見られることが確認された。

なお、一般的には、民事、刑事、そして行政手続に係る所要期間及び弁護士費用概算（裁判費用及び諸経費を含む）の目安は、概ね以下の通りと認識されているようである。

#### 1) 民事手続

所要期間：約 1～2 年程度（第一審のみ）

弁護士費用概算：US\$30,000～50,000（約 3,356,400～5,594,000 円）

#### 2) 刑事手続

所要期間：約 6 ヶ月～1 年程度（第一審のみ）

弁護士費用概算：US\$10,000～30,000（約 1,118,800～3,356,400 円）

#### 3) 行政手続

所要期間：約 30～45 稼働日程度

弁護士費用概算：US\$5,000～8,000（約 559,400～895,040 円）

### 第3章 統計情報

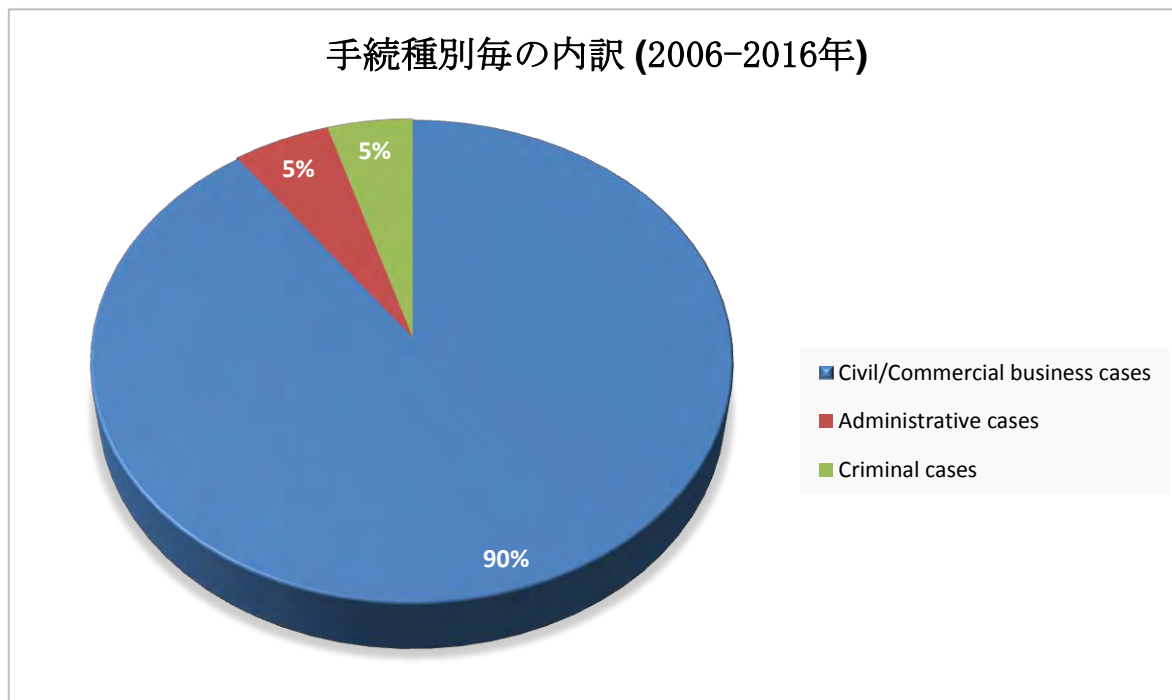
#### 1. 概要

ベトナムにおいて、知的財産権の侵害行為に対抗するための権利行使・救済手段としては、行政手続、民事手続及び刑事手続が挙げられるが、行政手続による対応が圧倒的に多いのが実情である。

実際、ここ 10 年間における行政手続の年間件数についての傾向を見ると、科学技術省検査官による担当件数が 100～120 件程度、市場管理局によるものが 12,000～15,000 件程度、経済警察によるものが 250～400 件程度、そして税関によるものが 100 件程度であり、その総計は民事・刑事訴訟手続の年間件数の 100 倍を超えるものとなっている。

行政手続が重用される要因としてはやはり、所要期間及び費用が訴訟手続に比して格段に少ない点が挙げられる。

参考として、科学技術省による公表では、裁判所に提起された事件のほとんどは民事手続に関わるものであり、刑事手続、及び行政手続（行政訴訟）の割合は非常に少ない。



有識者によれば、ベトナム司法は今後、知的財産関連の事案を取り扱う上記各当局の権限に制限を与え、模倣品関連の事案を除く知的財産権侵害ケースについては、全て裁判所

の裁定に基づく紛争解決を必要とするように、法規の改正を行う意向を抱いているようである。ただし、かかる意向の実現には、少なくとも 10 年以上は要するであろうとの見方が多勢である。

## 2. 統計情報

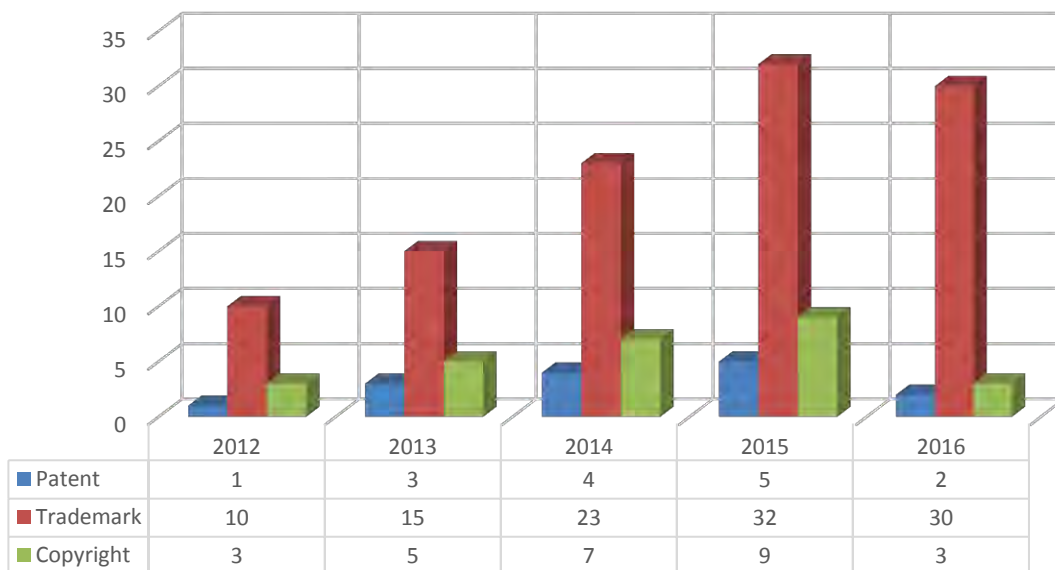
ベトナムにおいては、裁判所を含み、権利行使に関わる諸機関が判決内容や取り扱い事件の関連情報を公開しておらず、正確な統計情報を入手することは原則として難しい状況にある。従って、以下情報は現地事務所を通じて入手された非公式情報に相当するものである旨を了承いただいた

い。

### 1) 過去 5 年間の民事訴訟件数統計 (2012～2016 年)

知的財産種別	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
特許権	1	3	4	5	2
商標権	10	15	23	32	30
著作権	3	5	7	9	3

知的財産種別毎の民事訴訟件数推移 (2012～2016年)



ベトナムにおいて、知的財産権侵害のタイプは多岐に渡り、その件数自体は決して少なくはないものの、民事訴訟として裁判所に提訴されるケースは少ない。現在のところ、知的財産関連の事案を専門に取り扱う裁判所は設けられていないという状況と併せて、以下のような理由から、知的財産権者は主に、行政手続による紛争解決を対抗手段として選択するのが一般的である。

○現行実務上の選択肢の中では、行政手続が所要費用及び期間の双方を考慮した上で、最も効果的な手法と判断される。

○民事手続において、特に損害賠償請求を行う際には、損害についての挙証責任は原告側が負うものとされており、適正な証拠の収集は困難かつ長期間を要する作業となる。

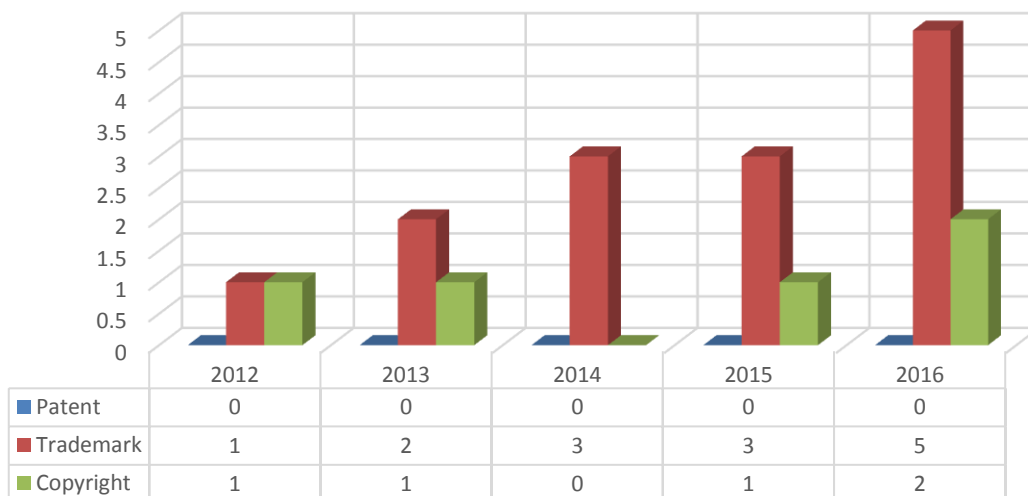
実務的観点から、現在の知的財産権侵害行為は、かつてのように市場活動のみの監視により把握し得るものではなく、主流となりつつあるインターネット上の商取引を併せて監視することが必要な場合が多く、証拠収集作業はより困難かつ煩雑なものとなる傾向があると見えよう。

知的財産種別に関しては、ほとんどの知的財産紛争は商標権そして著作権、あるいはドメインネームや不正競争絡みの事案であり、特許権あるいは意匠権に関わる事案は非常に少ない。

## 2) 過去5年間の刑事訴訟件数統計 (2012～2016年)

知的財産種別	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許権	0	0	0	0	0
商標権	1	2	3	3	5
著作権	1	1	0	1	2

知的財産種別毎の刑事事件件数推移 (2012-2016年)



刑事手続による知的財産紛争の解決について、その件数は非常に少ない。その主な理由として、刑事手続において必要とされる「侵害が商業規模による行為であることの証明」が難しく、これを証明するための明確なガイドラインが刑法上にも示されていない点が挙げられよう。

この点、2015年より施行されている現行の刑法においては、「商業規模による侵害 (infringement on a commercial scale)」といった不明瞭な記載自体は削除されているものの、争点の行為が侵害と認定されるに足るものであるか否かの判断基準については、司法機関により、今後簡潔かつ明瞭な定義付けが行われることが期待される。

過去10年において、刑事手続により扱われた知的財産関連事案のほとんどは、刑法第156条（模倣品の製造及び販売に対する罰則規定）に基づく模倣品関連の事案であった。なお、2009年以降、特許権、実用新案権、そして意匠権に関わる刑事救済についての記載事項は、刑法の条文より削除されている。

### 3) 参考

参考として、商標権や特許権の取消しに関わる手続については、以下のステップにより行政手続の一環として取り扱われる。

- ① 国家知的財産庁（第1ステップ）
- ② 科学技術省（第2ステップ）
- ③ 裁判所（行政訴訟、第3ステップ）

実務上、ほとんどのケースは国家知的財産庁、即ち第1ステップにて終結している。以下、国家知的財産庁公表による、過去5年間（2012～2016年）の取消し請求件数は以下の通りである。

知的財産種別	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許権、実用新案権	43	36	47	48	34
意匠権	22	17	23	19	29
商標権	1,288	1,311	1,292	1,261	1,060

\*何れも不服審判請求を含む。



国家知的財産庁は不服審判請求件数を除いた純粋な取消し請求件数についての統計情報を公表しておらず、推定となるが、取消し請求の年間件数は商標で 100～200 件程度、特許及び意匠で数件程度に過ぎないものと見られる（即ち、上表の多くは不服審判請求であるものと見られる）。

## 第4章 期待される救済水準

### 1. 概説

民事あるいは刑事手続に関わる上記各種判決の内容を見ると、総じて、裁判所による侵害行為の停止命令を獲得し得る確率が高いものの、損害賠償については原告側の請求に見合う金額を獲得し得るケースは少ないものと見られる。また、損害についての証拠収集が難しいことから、そもそも損害賠償請求が救済内容に含まれていないケースも多く、金銭的には裁判費用前払い金の返還や事前調査・鑑定費用といった、相対的に小額な部分の補償に留まるのが実情であろうと判断される。従って、投下費用（弁護士費用）対効果の観点で考えた場合、民事・刑事手続による対応を選択することは、必ずしも得策ではないとも言えよう。

ただし、とりわけ損害に関わる証拠収集が十分に可能である場合や、累犯等、被告による悪質な行為が認められる一部の事案においては、裁判所が相応の損害賠償認定や刑罰の適用を下しているケースも見られることから、司法が権利者にとって全く利のないものであるとも言いきれない。侵害行為への対抗策を立案するにあたっては、これらの状況を複合的に考慮する必要があるだろう。

なお、仮処分に関わる制度上、全ての知的財産権侵害ケースにおいて、侵害品、材料、製造方法、取引を対象として、押収、差し押さえ、封鎖（物品の変更あるいは移動禁止）、所有権移転禁止、その他民事手続法に基づく暫定措置（知的財産法第 207 条）等の仮処分を適用することが可能とされている。また、税関手続の停止や、被疑侵害製品の暫定的差し押さえ（知的財産法第 214, 216 条）も可能とされている。

### 2. 期待される救済水準等

#### 1) 特許権、実用新案権、意匠権

ベトナムにおいて、特許権、実用新案権、あるいは意匠権に基づく権利を行使するにあたっては、行政手続あるいは商取引上の審理を含む民事手続という 2 つの選択肢がある。2009 年以降、特許権、実用新案権、そして意匠権に関わる刑事救済についての記載事項は刑法の条文より削除されているため、刑事手続による救済請求は不可能となっている。

#### 2) 商標権及び著作権

商標権あるいは著作権に基づく権利行使については、行政、民事及び刑事の3つの手続が有用である。何れの手続が最も有効であるかの判断については、事案の特質、争点である知的財産の特性、知的財産権者が求める救済内容（侵害行為の停止のみであるか、損害賠償請求を含むか、侵害者に対するできるかぎりの厳罰を求めるか等）といった点によるところであり、事案により判断する必要がある。

実態に即して言えば、時間及びコスト効率を考慮し、以下の観点から、行政手続による救済請求が最も適切な手段であるものと判断される。

— 大多数の侵害ケースにおいては、争点の行為が侵害と認定されるに足るものであるか否かの判断が非常に困難。

— 民事手続において、特に損害賠償請求を行う場合、損害についての証拠の収集は困難かつ長期間を要する作業となる。

### 3) 参考

以下、参考として、行政手続の概要を紹介する。

知的財産法第200条によれば、行政手続の管轄当局は以下の通りである。

#### ○人民委員会

実務上、人民委員会は侵害者に対する直接的な実効的権限を有する組織ではなく、特定のケースにおいて、経済警察あるいは市場管理局より摘発履行後に要請を受け、侵害者に対する制裁内容を決定する機関である。

#### ○科学技術省検査官

工業所有権関連の事案を取り扱う上で、知識や経験が最も豊富であるものと判断されるが、人員数が限られており、請け負うケースはより困難かつ複雑なものに限定される傾向がある。また、所在はハノイのみであり、遠隔地の事案については所要期間が長期に及ぶという難点がある。

## ○経済警察

侵害についての証拠を収集する上での経験やスキルに長けており、知的財産権者による証拠の収集が困難な場合、経済警察への調査委任が有効な手段となる。

## ○市場管理局

実務上、ほとんどの工業所有権侵害ケースは市場管理局により対応されている。市場管理局は多くのスタッフを抱えており、ベトナム国内の全ての省及び都市に拠点を有している。

## ○税関

商標模倣品の監視を目的として、税関登録制度が有用である。ただし、単に税関登録を行っただけでは効果は薄く、税関当局に対して模倣品取り扱い事業者についての情報（いわゆるブラックリスト）を提供する等、権利者側は積極的に当局を支援する必要がある。

税関登録はベトナム全土の港湾・国境を対象とするものであり、登録後、税関は登録された知的財産権を監視し、模倣品と疑われる貨物は差し押さえの対象となり得る（2015年1月30日付財務省通達第13/2015/TT-BTC号に基づき、規定上は全ての知的財産権が税関登録の対象となるものと解釈されるが、実務上、当局による監視及び拘留の対象となり得るのは、実質的には商標、地理的表示、著作権に限定されるものと認識されている）。

登録は税関による受理日より2年間（基本として1年間、更に申請により1年間の延長が可能）。手続上、登録には以下の情報・資料の提出が必要とされる。

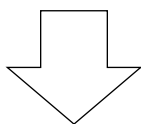
- 委任状
- 商標登録証
- 正規品輸出入業者の住所及び氏名リスト
- 正規品の輸出入方法（陸・海・空）
- 正規品と模倣品の相違点、真贋判断基準
- 登録商標を付した商品の出所（製造場所）情報
- 正規品の写真

なお、知的財産法及び政令第 99/2013 号に基づき、並行輸入は合法と見なされる。

また、経済警察や市場管理局に対応を要請した場合、所要期間を含む手続の流れは概ね以下の通りである。

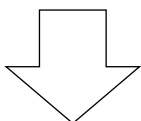
○当局への対応要請（事案内容に応じて管轄当局を選択）

侵害者の拠点にて詳細な市場調査を行い、侵害証拠を収集した上で、適格と判断される行政当局に対応要請を申し立てる。警告書の送達については、あまり効果的であると認識されていない。



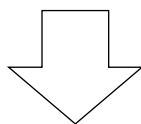
○当局が要請内容を検討し、対応可否を決定

（所要期間：1～3 稼働日程度）



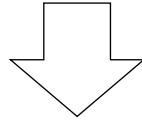
○当局との打合せを通じて、摘発を含む詳細日程を決定

（所要期間：3～5 稼働日程度）

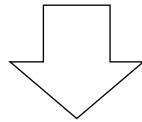


○摘発により、侵害者の逮捕そして被疑侵害品の押収を履行

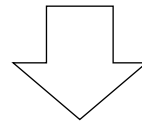
（所要期間：1 日程度）



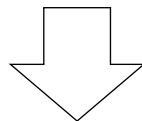
○押収された被疑侵害品の写真を撮影し、真贋判断のため知的財産権者に提供  
(所要期間：1～3 稼働日程度)



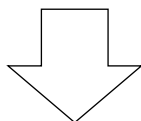
○知的財産権者による真贋判定結果の提供  
(所要期間：5～7 稼働日程度)



○知的財産権者による真贋判断結果を、当局に対して書面にて提供  
(所要期間：1 日程度)

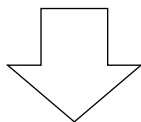


○当局による行政処分（侵害品及び関連物品の破棄）決定  
(所要期間：2～5 稼働日程度)



○行政処分の執行

(所要期間：行政処分決定日より10稼働日以内)



○侵害品及び関連物品の破棄

(所要期間：当局の設定する日程による)

以上

特許庁委託事業

ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

協力

Rouse & Co. International

2017年9月発行 禁無断転載

本冊子は、2017年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Rouse & Co. International が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright (C) 2017 JETRO. All right reserved.